

更生訓練所だより



更生訓練所だより（第7号）2007.7発行

目次

- ・【就労移行支援(養成施設)】第15回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師試験の結果について
- ・【就労移行支援】東京都障害者就職面接会について ー就職面接会参加までの支援ー
- ・【就労移行支援】修了生を訪ねて
職能部 近藤 和弘
- ・【更生訓練所独自事業】臨床研修コースのご紹介
理療研修主事 片平 秀夫
- ・知っていますか？お札の判別方法
- ・利用者募集のご案内
- ・編集後記

【就労支援移行(養成施設)】

第15回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師試験の結果について

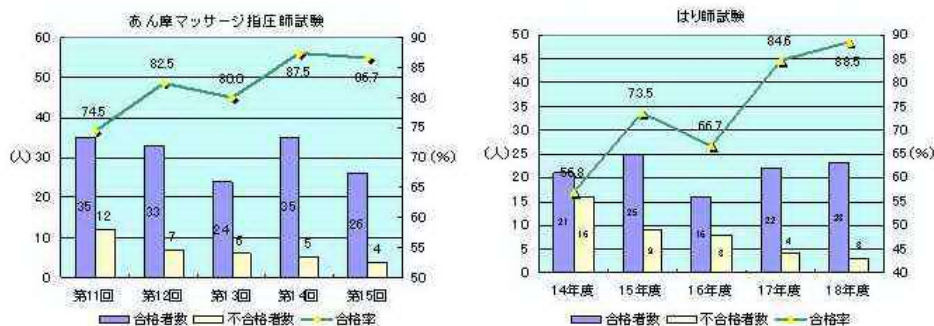
理療教育部

更生訓練所理療教育課程の卒業(修了)生が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の各資格を取得するために、今年2月に受験した第15回試験の合格発表が平成19年3月26日(月)に行われました。その結果は下表の通りです。

	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師		
	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
新卒者	30	26	86.7	26	23	88.5	26	22	84.6
既卒者	10	2	20.0	11	1	9.1	9	0	0.0
全 国	2,078	1,774	85.4	5,275	4,068	77.1	5,261	4,072	77.4

昨年度に引き続き、現役受験者の合格率は全国平均を上回ることができました。それに加えて、今年のグッドニュースは、今年70歳の誕生日を迎える卒業生がはり師試験に合格したことです。彼は、2年前の卒業時にあん摩マッサージ指圧師試験に、昨年きゅう師試験に合格し、今年はり師試験に合格しています。

【参考:過去5ヶ年間の合否結果の推移】



(きゅう師試験結果は、はり師試験結果とほぼ同様のため省略します)

【就労移行支援】

東京都障害者就職面接会についてー就職面接会参加までの支援ー



(写真1)会場全体図 企業の方々と障害者の方々がテーブルを挟んで面接します。

さる6月14日(木)、東京体育館で参加企業約300社、求職希望者約1,000名が参加して面接会が開催され、更生訓練所からは就労移行支援の利用者24名(内見学者13名含む)が参加しました。これは昨年に比べ11名の参加者増となりました。昨年度の反省を生かしてさらに多くの利用者の一般就労を目指し、様々な支援を展開して面接会に望みましたので、今号では具体的な内容を紹介していきます。

1 参加者の選定

本人のニーズや技能習得訓練等の進捗状況から、就労支援員・職業指導員が協力して面接会に参加する利用者を決定しました。

2 全体説明会の実施

事前に日程説明から面接会の具体的な流れ、面接のポイントや履歴書・職務経歴書の書き方、企業の選定、身だしなみ等、面接会に必要な内容について、参加する利用者全員に対して説明会を開催しました。

3 面接企業の選定

利用者には、いち早く面接を受ける企業を決めていただき、十分な企業の

選定ができるよう、求人一覧表を幹事ハローワーク(ハローワーク飯田橋)へ直接もらい受けに行き、その日の内に紹介しました。利用者からは、昨年(例年6月上旬に送付)より早く求人票をみることができ、余裕をもって企業の選定ができたとの声も聞かれました。



(写真2)求人一覧を見て面接の申し込み手続きをしている様子

4 就労支援員の支援

全就労支援員が一丸となり、個別に履歴書の書き方や記載内容の確認支援、面接を希望する事業所のマッチングに関する支援など、より利用者の個別の状況にあわせた、きめ細かい支援を行いました。

5 模擬面接会の開催

実際に面接を受けるにあたっては「慣れ」や「自信」が必要です。今年度は、初めて更生訓練所の三部長(指導・理療教育・職能各部長)、五課長(教務統括官・指導・相談判定・職能訓練・生活訓練各課長)に面接官として協力いただき、より本番に近い形式で模擬面接を行いました。4ヶ所のブースを設置して対象者が複数回の面接ができるようにローテーションで、1名当たり15分程度実施し、1回目の模擬面接終了後に結果を利用者にフィードバックするための全体の反省会を行い、質問についての受け答え方や姿勢・服装等について話し合いました。多くの参加者から、今まで気がつかなかった事を知ることができ、本番では今以上に上手な面接ができるようがんばっていきたいといった前向きな意見もいただきました。

6 面接会当日

13時00分～16時00分近くまで、多い方で5社の面接を受けるなど、積極的かつ真剣に面接を受けました。参加した利用者から、これまで準備してきたことをふまえて面接会に参加することができたという意見や、想像していたより緊張して思うようにうまくいかなかったといった様々な発言がありました。

7 最後に

今回の面接会参加にあたり、就労支援に関わる全職員が利用者の就労を目指した支援を行ってきました。結果については、今のところ1名の方が2次面接に結びついています。

今後も一人でも多くの利用者が一般就労ができるよう、面接会に関わる支援を充実していきたいと考えております。また、日頃から様々な機関や事業所と連携し、効果的な就職活動を展開していけるよう、最大の就労支援を行っていきます。



(写真3)会場で利用者に直接アドバイス



修了生を訪ねて

職能部 近藤 和弘

今年3月に修了された山口真之(高次脳機能障害、右の写真)さんが働いておられる株式会社ヤオコー所沢北原店を訪れました。北原店は当りハセンターから米軍基地を挟んで反対側に位置しており、センター職員や利用者の方も利用されていることが多いと思います。また、いままでにヤオコーの他店でも修了生が2名採用されています。仕事の忙しい中、山口さんと所沢北原店次長からお話を伺いました。

○障害のある方は何人おられますか？

(次長)正社員・パート・アルバイト含めて約180名働いており、その内、障害のある方は本人を含めて2名です。

○勤務体制やお仕事の内容は？

(山口さん)9:00~17:00 昼休み1時間。週休二日です。日配部に所属しています。具体的な内容は、朝の片付けをして、商品陳列・補充・前出しで、主な品物は、卵・アイスクリーム・冷凍食品・パン等です。

○3ヶ月を経過しましたが、仕事の様子はどうですか？

(山口さん)充実した日々を送っています。毎日がいっぱいいっぱいですぐに帰宅して早めに寝ています。

(次長)昼休み以外は、少しの休憩時間を除き、一日中立ち作業のため相当に大変だと思います。

○障害に対してお聞きしたい点はありますか？

(次長)現在では、障害に対して特別配慮するような点はありません。問題なく働いておられます。朝の主任からの指示事項は自分でメモを取っているようです。

(山口)(記憶障害のため)やはり忘れてしまうので、メモを取って確認しながらやるようにしています。

(次長)正確な仕事のために確認作業をしていただくのは多いに結構です。

○センターの訓練で役立ったことは何ですか？

(山口さん)センターに来る前に働いていた時は、自分の勝手な判断で行動してしまい、そのことで転職を繰り返しました。センターに来てからは、集団で協力し合って訓練をすることで、分からないときには、上司や周りの人に

相談して、アドバイスや指示は忘れないうちにすぐにメモを取るように学んだことです。

○これからの課題やセンターへの要望は？

(次長)現在は特に障害を気にすることなく仕事できていますが、今後、仕事の範囲が広がっていった時に、障害の影響が出てくるかもしれません。もしそのような時に相談が出来ると助かります。また、仕事面については職場でサポートできますが、生活や気持ちの面について仕事が継続できるように支援してほしいことです。

今回の訪問で、本人は働くための意識を強く持ち、障害を補うための努力や体調の管理に気をつけている様子が伺えました。また、採用前の実習後の本人の感想で聞かれた「非常に職場の皆様が良くしていただき雰囲気の良い職場でした。」という言葉通りの職場でした。

これからの課題やセンターへの要望をお聞きできたことは、就労移行支援のサービスである後支援(フォローアップ)への期待と大切さを物語ると受け止めました。そのためには、本人からも職場からもすぐに相談できる存在であることと、必要なときに必要な支援を提供できることが求められていると感じました。

最後に、ご協力いただきました山口さんと所沢北原店次長にお礼申し上げます。なお、本文は、両名に了解をいただいて掲載しています。



(写真)株式会社ヤオコー所沢北原店

【更生訓練所独自事業】

臨床研修コースのご紹介

理療研修主事 片平 秀夫

この臨床研修コースは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の資格を有する視覚障害者の方への就労支援事業として、平成17年度に開設されたものです。今年度からは昨年度施行された障害者自立支援法に基づく養成事業とは別の、更生訓練所独自事業として実施しております。

研修内容は、鍼灸療法、運動療法、一般臨床、臨床評価、特別講座、課題研究等の実習を中心とする、より実践的な研修体系であり、定員は6名、研修期間は4月から9月までの半年間です。週5日間、1日6時間を標準とする研修時間となります。

今年度は、昨年度理療教育課程を卒業した、20歳～60歳代までの6名がそれぞれの目標に向かって、臨床における実践力を向上させようと、日々研鑽に努めております。

以下に、研修生の声を紹介したいと思います。

【臨床研修コース研修生の声】

「板橋に生まれ育って54年。地域に根ざした治療院経営を目指しています。」(相澤満さん)

「臨床研修コースでの経験を早く仕事に生かしていきたいと思っています。」(井部貴生さん)

「近い将来、開業したいと思っています。学生時代の知識だけでは不十分だと思い入所しました。とても有意義なコースです。」(衛藤文俊さん)

「信頼されるヘルスキーパーを目指して小父さん達に囲まれて毎日楽しく頑張っています。」(成澤章さん)

「心と体の究極のリラックスを追及し、初心を忘れず勉強しつづけたいと思っています。」(吉田昌稔さん)

「元気!! 勇気!! のん気? 頑張っています。」(米脇伸彦さん)



【平成19年度臨床研修コース利用者の皆さん】
前列左から、衛藤さん、片平理療研修主事、成澤さん
後列左から、吉田さん、相澤さん、米脇さん、井部さん



知っていますか？お札の判別方法

私たちが普段使用しているお札(日本銀行券)は視覚だけでなく触覚でも判別するための仕組みがあります。今回はそれらを紹介していきたいと思います。まず寸法からです。下の表1をごらんください。

	縦	横
1万円	76ミリメートル	160ミリメートル
5千円	76ミリメートル	156ミリメートル
2千円	76ミリメートル	154ミリメートル
千円	76ミリメートル	150ミリメートル

表1.お札の寸法

金額の大きいお札ほど横幅が大きく、小さいお札ほど小さくなっています。1番大きい1万円札と1番小さい千円札とでは実に1センチメートル(10ミリメートル)も大きさに差があります。

またお札の表面にも触覚で判別するための仕組みがあります。下の表2をご覧ください。

	識別マーク	ホログラム		識別マーク	ホログラム
1万円	 L字	あり	2千円	 点が縦に3つ (点字の「に」)	なし
5千円	 八角形	あり	千円	 横棒	なし

表2.札表面の識別マークとホログラムの有無

識別マークだけを触ってみてもはっきりとはわかりにくいかも知れませんがホログラムのつるつるとした触感と組み合わせることでより判別しやすくなります。

今回紹介したもの以外の判別方法として、便利グッズで札やコインの大きさを測る定規も販売されております。身近に困っておられる方がいらっしゃったらぜひ紹介をしてあげてみてください。



利用者募集のご案内

相談判定課

更生訓練所は平成18年10月から障害者自立支援法による指定障害者支援施設となりました。
 施設障害福祉サービスとして就労移行支援、就労移行支援（養成施設）、自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者を随時募集しております。
 また、これらの施設障害福祉サービスを利用する方を対象に、必要に応じて施設入所支援を提供いたします。

1 当センターが提供する指定障害福祉サービス（対象者：18歳以上）

	サービスの内容	対象者	定員	利用期間	サービス内容
昼間実施サービス	就労移行支援	主に身体に障害のある、就労に向けた訓練や支援が必要な方	100名	24ヶ月以内	・職業準備プログラム（対人技能、マナー、職業人としてのルールの習得） ・技能習得訓練（機械・製図、電気・電子、さをり・トルペイント、事務、クリーニング） ・職場体験訓練（発送関連作業・事務処理・簡易作業等） ・実習（センター内、センター外）
	就労移行支援（養成施設）	視覚に障害があり、資格取得により就労または自立が見込まれる方	170名	3年または5年	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師の国家資格取得に必要な専門知識・技能等の習得
	自立訓練（機能訓練）	主に視覚に障害がある方で自立した生活を送るための訓練や支援が必要な方	20名	18ヶ月以内	・移動（歩行訓練） ・日常生活（日常生活動作・家事・補助具操作） ・コミュニケーション（点字の読み書き・パソコン） ・就労支援（現場復帰支援、職業準備）など
	自立訓練（生活訓練）	主に高次脳機能に障害がある方で自立した生活を送るための訓練や支援が必要な方	10名	24ヶ月以内	・日常生活（掃除・洗濯・調理） ・代償手段の獲得（メモリーノートの活用） ・グループ訓練（対人技能の習得） ・職業準備訓練など
	施設入所支援	昼間実施サービス利用に際し、障害の状況またはお住まいが遠方のため通所での利用が困難な方	340名	昼間のサービス提供期間内	・宿舎の提供 ・宿舎利用相談 ・食事の提供

※昼間実施サービスには、その他にスポーツ訓練やクラブ活動、相談支援があります。

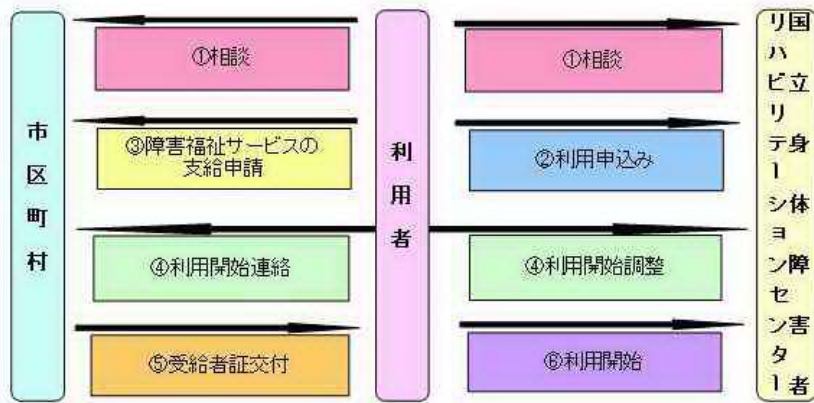
※上記サービスを利用する場合、市区町村へ障害福祉サービスの支給申請を行い、支給決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

2 利用開始日

就労移行支援	概ね毎期1回
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	概ね毎期1回
就労移行支援 （養成施設）	毎年度4月上旬

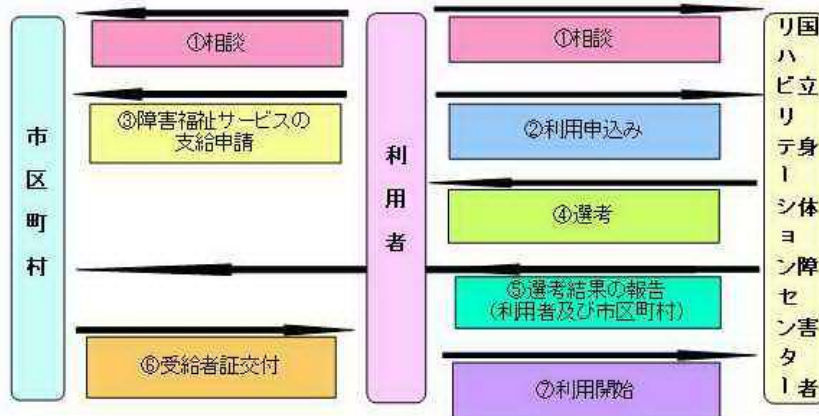
3 利用開始までの手続き

- ・就労移行支援
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）



- ①国立障害者リハビリテーションセンター、担当市区町村へのサービスの利用について相談。
- ②申込書類へ必要事項を記入の上、提出（郵送可）。
- ③利用申込とあわせて、担当市区町村へ障害福祉サービスの支給申請。
- ④利用開始等について調整後、担当市区町村へ連絡。
- ⑤支給決定にあわせて、担当市区町村から障害福祉サービス受給者証が交付。
- ⑥利用開始日に障害福祉サービス受給者証を持参の上、契約締結し利用開始。

・就労移行支援（養成施設）



- ①国立障害者リハビリテーションセンター、担当市区町村へのサービスの利用について相談。
- ②申込書類へ必要事項を記入の上、提出（郵送可）。
- ③利用申込とあわせて、担当市区町村へ障害福祉サービスの支給申請。
- ④選考を行い、利用承諾の可否を決定。
- ⑤選考結果を利用者本人、担当市区町村へ報告。
- ⑥支給決定にあわせて、担当市区町村から障害福祉サービス受給者証が交付。
- ⑦利用開始日に障害福祉サービス受給者証を持参の上、契約締結し利用開始。

<利用に関する問い合わせ先>

〒359-8555

埼玉県所沢市並木4-1

国立障害者リハビリテーションセンター

更生訓練所 相談判定課

TEL 04-2995-3100(代表)

FAX 04-2992-4525(直通)

HP <http://www.rehhab.go.jp>

電子メールアドレス

sohan2@rehab.go.jp

※見学は随時受付しております。



編集後記

一昨年から発行を続けているこの「更生訓練所だより」も、3年目、第7号を数えることができました。今後とも内容の向上に努め、障害を持つ多くの方々や地域の人々にとって、より身近な更生訓練所でありたいと願います。
(浩)

